

令和5年度法務省委託人権に関するシンポジウムの採録記事の企画・制作・掲載に関する留意事項

- 1 ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」
 - (1) 開催日
令和5年11月11日(土)
 - (2) 訴求対象
主に中高生とその保護者
 - (3) 掲載概要
採録記事及び法務省の人権擁護機関等の広報
 - (4) 掲載時期等：令和5年12月18日(月)～令和6年1月9日(月)
※ 全国紙や中高生新聞2紙以上。
※ 全国紙は発行部数150万部以上の新聞を選定すること。
※ ウェブ上での掲載も実施すること。
 - (5) 採録記事の掲載事項
シンポジウムの内容について必要な取材を行い、取りまとめた特集記事を掲載すること。
なお、掲載スペースは10段以上の面積とし、タブロイド判の場合は一面とする。
 - (6) 法務省の人権擁護機関等の広報の掲載事項
以下、ア及びイの紹介を掲載すること。
なお、掲載スペースの面積は自由とする。
 - ア 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～」
https://youtu.be/gPH5b_CDwto
 - イ 人権相談窓口
 - ・みんなの人権110番(全国共通)0570-003-110
 - ・こどもの人権110番(全国共通・通話料無料)0120-007-110
 - ・女性の人権ホットライン(全国共通)0570-070-810
 - ・インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp>
 - ・外国人のための人権相談
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
 - ・こどもの人権SOSミニレター
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html 等
 - (7) 掲載スペースに余裕がある場合は、以下の要素を掲載すること。
 - ア 法務省人権擁護局のSNSの周知
 - ・Facebook
<https://www.facebook.com/HumanRightsBureau.MOJ/>
 - ・X(旧Twitter)
https://mobile.twitter.com/MOJ_JINKEN

- ・ SNS (LINE) 人権相談
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html
 アカウント名：「SNS 人権相談」
 検索ID：@snsjinkensoudan
 - イ クレジット等
 - ・ 法務省人権擁護局ウェブサイト
<https://www.moj.go.jp/JINKEN>
 - ・ YouTube 法務省チャンネル
<https://www.youtube.com/MOJchannel>
 - ・ YouTube 人権チャンネル
<https://www.youtube.com/jinkenchannel>
 - ウ 人権ライブラリー
<https://www.jinken-library.jp>
- (8) 令和4年度の掲載実績 (参考)
- ・ 読売中高生新聞
 (1 ページ広告 / タブロイド版・全ページカラー)
 - ・ 朝日中高生新聞
 (1 ページ広告 / タブロイド版・全ページモノクロ)
- 2 共生社会と人権に関するシンポジウム (仮)
- (1) 開催日
 令和6年2月3日 (土)
 - (2) 訴求対象
 国民全般
 - (3) 掲載概要
 採録記事及び「My じんけん宣言」及び「My じんけん宣言 性的マイノリティ編」の広報
 - (4) 掲載時期等
 令和6年3月中旬
 ※ 発行部数150万部以上の全国紙。
 ※ ウェブ上での掲載も実施すること。
 - (5) 採録記事の掲載事項
 シンポジウムの内容について必要な取材を行い、取りまとめた特集記事を掲載すること。
 なお、掲載スペースは10段以上の面積とする。
 - (6) 「My じんけん宣言」及び「My じんけん宣言 性的マイノリティ編」の広報
 ※ 掲載スペースの面積は自由とする。
 - (7) 広報スペースに余裕がある場合は、以下の要素を掲載すること。
 - ア 人権相談窓口
 - ・ みんなの人権110番 (全国共通) 0570-003-110
 - ・ こどもの人権110番 (全国共通・通話料無料) 0120-007-110

- ・女性の人権ホットライン（全国共通）0570-070-810
 - ・インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp>
 - ・外国人のための人権相談
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
 - ・こどもの人権SOSミニレター
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html 等
- イ 法務省人権擁護局のSNSの周知
- ・Facebook
<https://www.facebook.com/HumanRightsBureau.MOJ/>
 - ・X（旧Twitter）
https://mobile.twitter.com/MOJ_JINKEN
 - ・LINE
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html
 アカウント名：「SNS人権相談」
 検索ID：@snsjinkensoudan
- ウ クレジット等
- ・法務省人権擁護局ウェブサイト
<https://www.moj.go.jp/JINKEN>
 - ・YouTube 法務省チャンネル
<https://www.youtube.com/MOJchannel>
 - ・YouTube 人権チャンネル
<https://www.youtube.com/jinkenchannel>
- エ 人権ライブラリー
<https://www.jinken-library.jp>
- (8) 令和4年度の掲載実績（参考） ※ 全国紙
 ビジネスと人権に関するシンポジウム
 毎日新聞全国版朝刊（モノクロ全10段）
- 3 その他
- (1) 法務省の人権に関するシンポジウムが掲載されるのにふさわしい媒体を選択すること。
 - (2) より多くの対象者が接触することができるような媒体を選択すること。
 - (3) 採録記事については、受注者が、シンポジウムの取材（取材者の手配、写真撮影、録音及び反訳は必ず行うこと）、記事作成等必要な手配を行うこと。反訳データについては、採録対象シンポジウム終了後7営業日以内に提出すること。
 - (4) 会場の様子を撮影し、写真データ（DVD-R、フラッシュメモリー等）については、採録対象シンポジウム終了後3営業日以内に提出すること。
 - (5) レイアウトや構成については、シンポジウムの開催前までに、当センターの承認を受けること。

- (6) 原稿の確認に当たっては、事前に当センターに余裕をもって確認依頼をすること。確認依頼する際には記事の Microsoft Word データを提出し、記事で使用了部分にマーカーなどで分かるようにした反訳データを添付すること。
- (7) 特設サイトの構築の想定は不要。
- (8) 本採録記事の掲載媒体の選定に当たっては、提案書中に閲覧者数の予想数値についても具体的に提示すること。